

# 保育料の算出方法について（中央区納税通知書の様式の場合）

## 1 住民税のお支払いが給与特別徴収のみの方（会社員等で、給与から住民税を引かれている方）

(1) 該当年度の「特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」をご覧ください。

この通知は、特別徴収義務者（勤務先等）より、当該年度の5月末までに渡されることとなっています。

(2) 保育料は区市町村民税の所得割額から算出します。ただし、人的控除差調整控除以外の税額控除は適用しない場合の金額となります。以下の通り算出します。

$$\begin{array}{l} \text{保育料の算定の基礎となる} \\ \text{区民税所得割額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{A (所得割額⑥)} \\ + \text{B (人的控除差調整控除以外の} \\ \text{特別区民税税額控除)} \end{array}$$

(3) (2) で算出した区民税所得割を保護者分で合算し、月額保育料・月極延長保育料一覧表にあてはめます。

令和 年度		特別区民税・都民税		特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）				
所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	給与	課税標準	総所得③	特別区民税	税額控除前所得割額④	納付額
	給与所得調整控除後		山林所得				税額控除額⑤	
	その他の所得計		分離短期譲渡				所得割額⑥	
所得控除	雑損	障・寡・ひ・勤	控除	標準	分離長期譲渡	都民税	均等割額⑦	
	医療費	配偶者	老	扶養親族該当区分	株式等の譲渡	税額控除前所得割額④	6月分	
	社会保険料	配偶者特別	配	本人該当区分	上場株式等の配当	税額控除額⑤	7月分	
	小規模企業共済	扶養	給	特定区区分	先物取引	所得割額⑥	8月分	
	生命保険料	基礎	付	特別区区分	特定区区分	均等割額⑦	9月分	
	地震保険料	所得控除合計②	配	特別区区分	特別区区分	特別徴収税額⑧	10月分	
(摘要)		人的控除差調整控除以外の税額控除（例、ふるさと納税や住宅ローンによる控除）は、こちらの摘要欄へ、特別区民税分と都民税分に分けて表示されます。				控除不足額⑨	11月分	
						既充当額⑩	12月分	
						既納付額⑪	1月分	
						差引納付額⑧-⑩-⑨、⑩	2月分	
						変更前税額⑫	3月分	
						増減額⑧-⑫	4月分	
						変更月	5月分	

